

●広島県最低賃金が改定されます。(平成22年10月30日～)

平成22年10月30日より広島県最低賃金が下記のとおり改定されます。

| 現 行 (平成22年10月29日まで) | 改定後 (平成22年10月30日以降) |
|---------------------|---------------------|
| 時間額 692円 | 時間額 704円 |

※広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。年齢、性別、雇用形態(正社員、パート、アルバイト等)、支払形態(月給・日給・時給等)の別を問いません。

また、現在は日額による最低賃金の定めはありません。

※最低賃金に算入しない賃金は、次の①～③となりますので、注意をして下さい。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外、休日及び深夜の割増賃金
- ③臨時に支払われる賃金及び1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

●3年以内既卒者を雇用した場合の助成金(奨励金)2種類が新設されました。
 (平成24年3月末までの時限措置)

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

対象事業主・既卒者トライアル求人をハローワークに提出し、ハローワークからの紹介により、原則3ヶ月間の有期雇用として雇い入れ、その後に正規雇用で雇い入れた事業主。

対象となる既卒者・①平成20年3月以降の新規学卒者(平成22年度分)で就職先が未定である。
 ②卒業後安定した職業に就いた経験がない(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない) など

奨励金支給額・有期雇用期間(原則3ヶ月) 対象者1人につき月額10万円(最大30万円)
 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ 対象者1人につき50万円

3年以内既卒者採用拡大奨励金

対象事業主・卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人をハローワークに提出し、ハローワークからの紹介により、該当者を正規雇用として雇い入れた事業主。

対象となる既卒者・①平成20年3月以降の新規学卒者(平成22年度分)で就職先が未定である。
 ②卒業後安定した職業に就いた経験がない(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない) など

奨励金支給額・正規雇用での雇入れから6ヶ月経過後に、100万円を支給。
 (※本奨励金の支給は、同一事業所に1回限り)

※2つの奨励金ともに、ハローワークへの求人提出、ハローワークからの紹介による雇入れが条件となっていますので、ご注意ください。